

「損害賠償等消費者団体訴訟制度」要綱案（概要）

2009年（平成21年）10月20日

日本弁護士連合会

適格消費者団体による消費者被害の集団的救済のための訴訟制度の必要性

消費者被害には、低額多数被害、情報力・交渉力の格差という特徴があり、個人のイニシアティブに基づく個別救済を基本とする現行の司法的救済システムでは対応できない。オプト・アウト方式による集団的被害救済制度が必要である。

消費者被害の回復という本制度目的に照らし、消費者問題に精通し訴訟を提起する法的な知識・経験を有する者である適格消費者団体を訴訟提起主体とすべきである。現行消費者団体訴訟制度の差止請求権のみでは、既存の個別被害者の救済や事業者の単発的な不当行為等によって生じた被害救済には対応できない。

事業内容全体が消費者から違法・不当に金員を収奪することを目的としているような事案については、実効的な包括保全制度を伴った違法収益剥奪のための制度が別途必要である。

救済の対象とすべき請求権

「現行消費者団体訴訟制度の差止請求対象行為や取引・表示・安全に関する消費者被害に関する不法行為に基づく損害賠償請求権」、「無効な契約条項に起因する不当利得返還請求権」、「消費者契約の取消・解除等に起因する不当利得返還請求権」、「債務不履行に基づく損害賠償請求権」、「製造物責任法に基づく損害賠償請求権」、「情報漏洩に基づく損害賠償請求権」を本制度による救済対象とすべきである。

訴訟追行要件

対象となる権利が同一又は同種の事実上及び法律上の原因に基づいており損害額の主張・立証が類型的である、事業者保有の客観的資料等によって損害額が容易に立証できる、等の事情があり対象消費者による個別主張・立証がなくとも本制度によって適切に審理できることを訴訟追行要件とすべきである。

適格消費者団体であるかぎり、原則として訴訟追行主体の適切性は問題とならない。口頭弁論開始前に訴訟追行許可の手続が必要。

個別消費者への判決効と手続除外権の確保

判決効は対象消費者に及ぶ。

対象消費者の手続除外権を確保するため、訴訟追行許可確定時に、国庫負担にて通知・公告を行う。

損害額の立証・認定の特則

訴え提起時に請求金額の確定を要しないこととする必要がある。

訴訟追行許可手続及び本案審理において、事業者が有する被害者と損害額認定に必要な資料が適切に提出されるための制度、及び損害額の柔軟な認定のための制度が必要である。

賠償金の個別消費者への分配

賠償金の対象消費者への分配は、破産手続に順じて、一審裁判所の監督の下、原告である適格消費者団体が行うものとする。

個別分配に適さない極少額の被害及び分配余剰金は、本制度活用のための基金等に納付する。

その他

和解や訴えの取下げについて、裁判所の監督の機会を確保し、対象消費者に対する通知・公告を実施すべきである。

管轄、訴額の算定、時効の中斷、行政による情報提供、保全処分について、訴訟手続上の特則を整備する必要がある。